

政令第七十八号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第百条の二」の下に「、第百条の三第三項から第五項まで」を加え、同条第二項第七号中「第百条の三」を「第百条の三第一項及び第二項」に改める。

第八条の八第三項中「平成三十八年度」を「令和八年度」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位）

第八条の二 法第十六条の二第一項に規定する未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

第十一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十六条の二第一項の規定による請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者）

第十三条の二 法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査

する必要がある者として政令で定める者は、毎年四月一日（第十八条第一項及び第十九条第一項において「基準日」という。）において次の各号のいずれかに該当する者（法第三十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者に該当する者を除く。）とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金（次に掲げる年金たる給付を含む。以下この号において同じ。）の受給権者（六十五歳に達している者に限り、厚生労働省令で定める日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）

イ 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次号ロにおいて「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次号ハにおいて「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

ニ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この二において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ホ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下このホにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。次号ホにおいて「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ヘ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次号ヘにおいて「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ト 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（次号トにおいて「移行農林年金」という。）のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

チ 平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下このチ及び第十五条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第十五条において同じ。）のうち退職共済年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に支給されるものに限る。）

- 二 国民年金法による障害基礎年金（次に掲げる年金たる給付を含む。）の受給権者
- イ 旧国民年金法による障害年金

ロ 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

ハ 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する者に支給されるもの限り、職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

ニ 旧国共済法による障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

ホ 旧地共済法による障害年金（障害の程度が旧地共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

ヘ 旧私学共済法による障害年金（障害の程度が旧私学共済法第二十五条第一項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

ト 移行農林年金のうち障害年金（障害の程度が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第七号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第十九号)別表第二に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

三 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者

第十五条第一項第一号中「昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)」を「旧国民年金法」に改め、「(昭和二十九年法律第一百五号)」を削り、同項第四号中「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この号、次号及び次項第一号において「平成二十四年一元化法」という。))附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。)」を削る。

第十八条第一項中「毎年四月一日(以下この項及び次条第一項において「基準日」という。)」を「基準日」に、「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

第十九条第一項中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

第二十八条中「次のとおり」を「第十三条の二第一号イからハまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十条中「次のとおり」を「第十三条の二第二号イからハマまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十二条中「次のとおり」を「第十三条の二第一号ニからチまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十四条中「次のとおり」を「第十三条の二第二号ニからトまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第五条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「法第四十三条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「まで」の下に「及び第四十八条の二（同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。）」を加え、同条の表に次のように加える。

<p>第四十八条の二の見出し</p>	<p>情報収集等業務及び資料提供等業務</p>	<p>資料提供等業務</p>
<p>第四十八条の二</p>	<p>給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等</p>	<p>第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等</p>

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の整備を行う必要があるからである。